

京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町
発行所 京 都 府
政 策 法 務 課
電話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中西印刷株式会社
電話 (075) 441-3155

目 次

規 則	ページ
○京都府の施設の管理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (府有資産活用課)	709
告 示	
○地方自治法第231条の2の3第1項の規定により指定納付受託者を指定した告示の一部改正 (会計課)	710
○土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定 (乙訓保健所)	〃
○災害弔慰金等補助金交付要綱の一部改正 (健康福祉総務課)	〃
○災害援護資金貸付金貸付要綱の一部改正 (〃)	〃
○京都府手数料徴収条例施行規則に基づく手数料を減じる理由を定めた告示の一部改正 (医療課)	711
○家畜伝染病の発生 (畜産課)	〃
○豊かな森を育てる府民税関係事業補助金交付要綱の一部を改正する告示 (森の保全推進課)	〃
○公共測量の実施 (用地課)	〃
○土砂災害警戒区域の指定の解除 (砂防課)	712
○土砂災害警戒区域の指定 (〃)	〃
○土砂災害特別警戒区域の指定の一部解除 (〃)	713
○土砂災害特別警戒区域の指定 (〃)	〃

公 告	ページ
○アート&テクノロジー・ヴィレッジ(仮称)の施設活用団体の募集 (地域政策室)	714
○京都府立ゼミナールハウスの指定管理者の募集 (文化スポーツ施設課)	715
○京都府立文化芸術会館の指定管理者の募集 (〃)	〃
○京都府立京都学・歴史館の指定管理者の募集 (〃)	716
○京都府立青少年海洋センターの指定管理者の募集 (子ども・青少年総合対策室)	〃
○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出 (中丹広域振興局)	717
○けいはんなオープンイノベーションセンターの施設活用団体の募集 (ものづくり振興課)	〃
○令和4年の二級建築士試験及び木造建築士試験の変更 (建築指導課)	718
○都市計画法に基づく工事完了 (建築指導課、山城北土木事務所、南丹土木事務所)	〃
教 育 委 員 会	
○京都府教育委員会地方機関等処務規程等の一部を改正する訓令	〃
公 安 委 員 会	
○京都府道路交通規則及び京都府放置車両の確認事務の委託の手續等に関する規則の一部を改正する規則	719

規 則

京都府の施設の管理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年9月30日

京都府知事 西 脇 隆 俊

京都府規則第32号

京都府の施設の管理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

京都府の施設の管理等に関する条例施行規則(平成17年京都府規則第1号)の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「第7号」を「第8号」に、「第8号」を「第9号」に改め、第8号を第9号とし、第2号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 政策企画部会 政策企画部

第11条中「政策企画部」を「総務部」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

京都府告示第538号

地方自治法第231条の2の3第1項の規定により指定納付受託者を指定した告示（令和4年京都府告示第237号）の一部を次のように改正する。

令和4年9月30日

京都府知事 西 脇 隆 俊

表に次のように加える。

インタセクト・コミュニケーションズ株式会社	東京都千代田区神田小川町三丁目1	4. 8. 23
株式会社日本決済情報センター	東京都港区虎ノ門三丁目8の27	〃
三井住友カード株式会社	大阪市中央区今橋四丁目5の15	〃
株式会社りそな銀行	大阪市中央区備後町二丁目2の1	4. 8. 25
株式会社DGフィナンシャルテクノロジー	東京都渋谷区恵比寿南三丁目5の7	4. 8. 31

京都府告示第539号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、土地が特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を次のとおり指定する。

令和4年9月30日

京都府知事 西 脇 隆 俊

形質変更時要届出区域として指定する区域	土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の名称
向日市森本町野田2の5の一部(次の図に示す部分に限る。)	鉛及びその化合物

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を京都府乙訓保健所及び京都府府民環境部環境管理課において縦覧に供する。）

京都府告示第540号

災害弔慰金等補助金交付要綱（昭和49年京都府告示第410号）の一部を次のように改正し、令和4年度分の補助金から適用する。

令和4年9月30日

京都府知事 西 脇 隆 俊

別記第1号様式中「第1号様式」の右に「(第4関係)」を加え、「」を削る。

別記第2号様式中「第2号様式」の右に「(第6関係)」を加え、「」を削る。

別記第3号様式中「第3号様式」の右に「(第7関係)」を加える。

京都府告示第541号

災害援護資金貸付金貸付要綱（昭和49年京都府告示第710号）の一部を次のように改正し、令和4年度分の貸付金から適用する。

令和4年9月30日

京都府知事 西 脇 隆 俊

第14中「年5パーセント」を「、第6の規定による通知の時点における国の債権の管理等に関する法律施行令第29条第1項本文に規定する財務大臣が定める率を定める件(昭和32年大蔵省告示第8号)で定める率」に改める。

第15中「年5パーセント」を「、第6の規定による通知の時点における国の債権の管理等に関する法律施行令第37条第1項に規定する財務大臣が定める率を定める件(昭和32年大蔵省告示第9号)で定める率」に改める。

別記第1号様式中「第1号様式」の右に「(第5関係)」を加え、「」を削る。

別記第2号様式中「第2号様式」の右に「(第6関係)」

を加え、「2 償還期限 年」を
「2 償還期限 年」

3 本件貸付けに際し適用する要綱第14及び第15の利率

(1) 要綱第14の利率 年 パーセント

(2) 要綱第15の利率 年 パーセント

に改める。

別記第3号様式中「第3号様式」の右に「(第7関係)」
を加え、「5 パーセント」を「 パーセント」に改め、「」
を削る。

別記第4号様式中「第4号様式」の右に「(第10関係)」
を加え、「」を削る。

別記第5号様式中「第5号様式」の右に「(第17関係)」
を加える。



京都府告示第542号

京都府手数料徴収条例施行規則に基づく手数料を減じる理由を定めた告示（令和3年京都府告示第372号）の一部を次のように改正する。

令和4年9月30日

京都府知事 西 脇 隆 俊

「令和4年9月30日」を「令和5年3月31日」に改める。



京都府告示第543号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第2条第1項に規定する家畜伝染病の発生があった旨、次のとおり届出があった。

令和4年9月30日

京都府知事 西 脇 隆 俊

ヨーネ病患者（牛）

1 発生頭数

1 頭

2 発生の場所

船井郡京丹波町

3 発生日月

令和4年9月10日



京都府告示第544号

豊かな森を育てる府民税関係事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和4年9月30日

京都府知事 西 脇 隆 俊

豊かな森を育てる府民税関係事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

豊かな森を育てる府民税関係事業補助金交付要綱（平成28年京都府告示第335号）の一部を次のように改正する。

別表の3の項中「合計した額」の右に「以内の額」を加え、「100分の15」を「、100分の15」に、「額以内の額」

を「額」に、
「補助対象経費に100分の20（知事が別に定める府内産木材を用いる場合は100分の30）を乗じて得た額（当該算出した額が1,000万円を超える場合は、1,000万円）以内の額」
を

次に掲げる額を合計した額（当該算出した額が1,000万円を超える場合は、1,000万円）以内の額
(1) 補助対象経費に100分の20（知事が別に定める府内産木材を用いる場合は、100分の30）を乗じて得た額
(2) 知事が別に定める府内産木材に係る製品を用いる場合は、当該製品の購入に要する経費に100分の20を乗じて得た額
に改める。

附 則

この告示は、令和4年9月30日から施行し、令和4年度分の補助金から適用する。



京都府告示第545号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次のとおり公共測量を実施する旨測量計画機関の長である舞鶴市長から通知があった。

令和4年9月30日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 測量の地域

舞鶴市岡田由里地区

2 測量の期間

令和4年10月1日から令和5年3月31日まで

3 測量の種類

公共測量（基準点測量）



京都府告示第546号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、指定した次の土砂災害警戒区域の指定を解除する。

なお、「次の図」は、省略し、その図面を次の縦覧場所において縦覧に供する。

令和 4 年 9 月 30 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 区域

告示番号	区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
平成 23 年京都府告示第 137 号	本梅町 E (に 1077-3)	亀岡市本梅町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

2 縦覧場所 京都府建設交通部砂防課及び京都府南丹土木事務所



京都府告示第547号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域に指定する。

なお、「次の図」は、省略し、その図面を次の縦覧場所において縦覧に供する。

令和 4 年 9 月 30 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1(1) 区域

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
岩山(し 2046-2)	綴喜郡宇治田原町岩山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
禪定寺(し 1026-6)	〃 〃 禪定寺	〃	〃

(2) 縦覧場所 京都府建設交通部砂防課及び京都府山城北土木事務所

2(1) 区域

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
千代川町 J (に 1036-3)	亀岡市千代川町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
蕨田野町 Y (に 1058-5)	〃 蕨田野町	〃	〃
蕨田野町 Z (に 1063-1)	〃	〃	〃
篠町 H (に 1001)	亀岡市篠町	〃	〃
篠町 I (に 2004-2)	〃	〃	〃
篠町 J (に 2004-3)	〃	〃	〃

東別院町 E B (に 2063-5)	亀岡市東別院町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
東別院町 E C (に 2073-4)	〃	〃	〃
東別院町 E D (に 2076-4)	〃	〃	〃
東別院町 E E (に 2047-9)	〃	〃	〃
東別院町 E F (に 1014-6)	〃	〃	〃
東別院町 E G (に 2016-8)	〃	〃	〃
本梅町 E (に 1077-3)	亀岡市本梅町	〃	〃

(2) 縦覧場所 京都府建設交通部砂防課及び京都府南丹土木事務所



京都府告示第548号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、次の土砂災害特別警戒区域の一部について指定を解除する。

なお、「次の図」は、省略し、その図面を次の縦覧場所において縦覧に供する。
 おって、次の閲覧場所においてその図面を閲覧することができる。

令和4年9月30日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 区域

告示番号	区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	衝撃に関する事項
平成23年京都府告示第138号	本梅町 E (に 1077-3)	亀岡市本梅町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

2 縦覧場所 京都府建設交通部砂防課及び京都府南丹土木事務所

3 閲覧場所 亀岡市役所



京都府告示第549号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域に指定する。

なお、「次の図」は、省略し、その図面を次の縦覧場所において縦覧に供する。
 おって、次の閲覧場所においてその図面を閲覧することができる。

令和4年9月30日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1(1) 区域

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	衝撃に関する事項
岩山(し 2046-2)	綴喜郡宇治田原町岩山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
禪定寺(し 1026-6)	〃 〃 禪定寺	〃	〃	〃

(2) 縦覧場所 京都府建設交通部砂防課及び京都府山城北土木事務所

(3) 閲覧場所 宇治田原町役場

2(1) 区域

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	衝撃に関する事項
千代川町J(に1036-3)	亀岡市千代川町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
葎田野町Y(に1058-5)	葎田野町	〃	〃	〃
葎田野町Z(に1063-1)	〃	〃	〃	〃
篠町H(に1001)	亀岡市篠町	〃	〃	〃
篠町I(に2004-2)	〃	〃	〃	〃
篠町J(に2004-3)	〃	〃	〃	〃
東別院町E B(に2063-5)	亀岡市東別院町	〃	〃	〃
東別院町E C(に2073-4)	〃	〃	〃	〃
東別院町E D(に2076-4)	〃	〃	〃	〃
東別院町E E(に2047-9)	〃	〃	〃	〃
東別院町E F(に1014-6)	〃	〃	〃	〃
東別院町E G(に2016-8)	〃	〃	〃	〃

(2) 縦覧場所 京都府建設交通部砂防課及び京都府南丹土木事務所

(3) 閲覧場所 亀岡市役所

公 告

アート&テクノロジー・ヴィレッジ（仮称）の管理運営について、施設活用団体を次のとおり募集する。

令和4年9月30日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 施設の概要

(1) 名称

アート & テクノロジー・ヴィレッジ（仮称）

(2) 所在地

大山崎町字大山崎小字斗加坪20番1

(3) 規模等

開 設 令和5年10月（予定）

敷地面積 23,310.00平方メートル

延床面積 677.27平方メートル

2 貸付期間（予定）

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

3 施設活用団体が行う業務

(1) 施設の設置目的を達成するために必要な業務

ア 産学官住連携支援業務

イ 企業等の人材育成に関する業務

ウ 地域住民との交流・連携に関する業務

(2) 施設、設備等の管理運営に関する業務

(3) 自主事業の実施に関する業務

(4) その他の業務

4 施設活用団体の資格

募集要項に記載した資格要件を満たすこと。

5 応募の手続

(1) 応募書類

申請書、事業計画書その他募集要項で指定する書類

(2) 募集期間

令和4年9月30日(金)から令和4年11月14日(月)まで

(3) 提出方法・部数等

募集要項において定めるところによる。

6 選定及び貸付の方法

提出された応募書類をもとに京都府指定管理者等選定審査会による審査に基づき、施設活用団体の候補者を知事が選定し、府議会の議決を経て貸し付ける。

7 その他

(1) この募集に関する詳細は、募集要項において定めるところによる。

募集要項については、京都府政策企画部地域政策室において、令和4年9月30日(金)から配布する。

(2) 問合せ先

京都府政策企画部地域政策室南部係

電話番号 (075) 414-4513



京都府立ゼミナールハウスの管理運営について、指定管理者を次のとおり募集する。

令和4年9月30日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 施設の概要

(1) 名称

京都府立ゼミナールハウス

(2) 所在地

京都市右京区京北下中町鳥谷2番地

(3) 規模等

開 設 昭和51年9月

敷地面積 約90,098平方メートル

延床面積 約4,492平方メートル

2 指定期間（予定）

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

3 指定管理者が行う業務

(1) 京都府立ゼミナールハウス（以下「施設」という。）

の維持管理に関する業務

(2) 施設の使用承認に関する業務

(3) 施設の設置目的を達成するために必要な業務

4 指定管理者の資格

募集要項に記載した資格要件を満たすこと。

5 応募の手続

(1) 応募書類

指定申請書、事業計画書その他募集要項で指定する書類

(2) 募集期間

令和4年9月30日（金）から令和4年11月14日（月）まで

(3) 提出方法・部数等

募集要項において定めるところによる。

6 選定及び指定の方法

提出された応募書類をもとに京都府指定管理者等選定審査会による審査に基づき、指定管理者の候補者を知事が選定し、府議会の議決を経て指定する。

7 その他

(1) この募集に関する詳細は、募集要項において定めるところによる。

募集要項については、京都府文化スポーツ部文化スポーツ施設課において、令和4年9月30日（金）から配布する。

(2) 問合せ先

京都府文化スポーツ部文化スポーツ施設課企画・整備係

電話番号（075）414-4225



京都府立文化芸術会館の管理運営について、指定管理者を次のとおり募集する。

令和4年9月30日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 施設の概要

(1) 名称

京都府立文化芸術会館

(2) 所在地

京都市上京区寺町通広小路下る東桜町1番地

(3) 規模等

開 設 昭和45年1月

敷地面積 約4,467平方メートル

延床面積 約4,388平方メートル

2 指定期間（予定）

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

3 指定管理者が行う業務

(1) 京都府立文化芸術会館（以下「会館」という。）

の維持管理に関する業務

(2) 会館の使用承認に関する業務

(3) 会館の設置目的を達成するために必要な業務

4 指定管理者の資格

募集要項に記載した資格要件を満たすこと。

5 応募の手続

(1) 応募書類

指定申請書、事業計画書その他募集要項で指定する書類

(2) 募集期間

令和4年9月30日（金）から令和4年11月14日（月）まで

(3) 提出方法・部数等

募集要項において定めるところによる。

6 選定及び指定の方法

提出された応募書類をもとに京都府指定管理者等選定審査会による審査に基づき、指定管理者の候補者を知事が選定し、府議会の議決を経て指定する。

7 その他

(1) この募集に関する詳細は、募集要項において定めるところによる。

募集要項については、京都府文化スポーツ部文化スポーツ施設課において、令和4年9月30日（金）から配布する。

(2) 問合せ先

京都府文化スポーツ部文化スポーツ施設課企画・整備係

電話番号（075）414-4225



京都府立京都学・歴彩館の管理運営について、指定管理者を次のとおり募集する。

令和4年9月30日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 施設の概要

(1) 名称

京都府立京都学・歴彩館

(2) 所在地

京都市左京区下鴨半木町1番地29

(3) 規模等

開 設 平成28年12月

敷地面積 116,932平方メートル

延床面積 23,940平方メートル

2 指定期間（予定）

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

3 指定管理者が行う業務

- (1) 京都府立京都学・歴彩館（以下「歴彩館」という。）の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (2) 歴彩館の大ホール、小ホール、駐車場及び附属設備の使用の承認に関する業務
- (3) 歴彩館の設置の目的を達成するために必要な業務として募集要項で指定するもの

4 指定管理者の資格

募集要項に記載した資格要件を満たすこと。

5 応募の手続

(1) 応募書類

指定申請書、事業計画書その他募集要項で指定する書類

(2) 募集期間

令和4年9月30日（金）から令和4年11月14日（月）まで

(3) 提出方法・部数等

募集要項において定めるところによる。

6 選定及び指定の方法

提出された応募書類をもとに京都府指定管理者等選定審査会による審査に基づき、指定管理者の候補者を知事が選定し、府議会の議決を経て指定する。

7 その他

- (1) この募集に関する詳細は、募集要項において定めるところによる。

募集要項については、京都府文化スポーツ部文化スポーツ施設課において、令和4年9月30日（金）から配布する。

(2) 問合せ先

京都府文化スポーツ部文化スポーツ施設課企画・整備係

電話番号（075）414-4225

京都府立青少年海洋センターの管理運営について、指定管理者を次のとおり募集する。

令和4年9月30日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 施設の概要

(1) 名称

京都府立青少年海洋センター

(2) 所在地

宮津市宇田井小字大池382番地

(3) 規模等

開 設 昭和57年5月

敷地面積 42,553.43平方メートル

延床面積 6,289.66平方メートル

2 指定期間（予定）

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

3 指定管理者が行う業務

- (1) 京都府立青少年海洋センター（以下「青少年海洋センター」という。）の維持管理に関する業務
- (2) 青少年海洋センターの使用承認に関する業務
- (3) 青少年海洋センターの設置目的を達成するために必要な業務

4 指定管理者の資格

募集要項に記載した資格要件を満たすこと。

5 応募の手続

(1) 応募書類

指定申請書、事業計画書その他募集要項で指定する書類

(2) 募集期間

令和4年9月30日（金）から令和4年11月14日（月）まで

(3) 提出方法・部数等

募集要項において定めるところによる。

6 選定及び指定の方法

提出された応募書類をもとに京都府指定管理者等選定審査会による審査に基づき、指定管理者の候補者を知事が選定し、府議会の議決を経て指定する。

7 その他

- (1) この募集に関する詳細は、募集要項において定めるところによる。

募集要項については、京都府健康福祉部こども・青少年総合対策室において、令和4年9月30日（金）から配布する。

(2) 問合せ先

京都府健康福祉部こども・青少年総合対策室青少年係

電話番号（075）414-4301

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、その届出書及び添付書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、縦覧期間満了の日までに、大規模小売店舗立地法施行細則（平成12年京都府規則第38号）第8条第1項に規定する書面を添えて、意見書を提出することができる。

令和4年9月30日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 届出事項の概要

- (1) 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
日本アセットマーケティング株式会社
東京都江戸川区北葛西四丁目14番1号
代表取締役 平田 一馬
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地
MEGAドン・キホーテ福知山店
福知山市字荒河小字声田和9番19号ほか
- (3) 変更の内容

変更した事項	変更前	変更後	変更年月日	変更理由
大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名	日本アセットマーケティング株式会社 東京都江戸川区北葛西四丁目14番1号 代表取締役 越塚 孝之	日本アセットマーケティング株式会社 東京都江戸川区北葛西四丁目14番1号 代表取締役 平田 一馬	令和4.6.29	代表者の変更のため
大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名	株式会社ドン・キホーテ 東京都目黒区青葉台二丁目19番10号 代表取締役 大原 孝治	株式会社ドン・キホーテ 東京都目黒区青葉台二丁目19番10号 代表取締役 吉田 直樹	元. 9. 25	〃

- 2 届出年月日
令和4年9月8日
- 3 縦覧場所
京都府中丹広域振興局農林商工部農商工連携・推進課及び京都府商工労働観光部中小企業総合支援課
- 4 縦覧期間
令和4年9月30日から令和5年1月30日まで
- 5 意見書の提出先
京都府中丹広域振興局農林商工部農商工連携・推進課

けいはんなオープンイノベーションセンターの管理運営について、施設活用団体を次のとおり募集する。

令和4年9月30日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 施設の概要

- (1) 名称
けいはんなオープンイノベーションセンター
- (2) 所在地
木津川市木津川台九丁目6番地及び相楽郡精華町精華台七丁目5番地1
- (3) 規模等
開設 平成27年4月
敷地面積 83,581.12平方メートル
延床面積 35,827.37平方メートル

2 貸付期間（予定）

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

3 施設活用団体が行う業務

- (1) 施設の設置目的を達成するために必要な業務
ア 産学連携支援業務
イ 研究スペース等賃貸に関する業務
- (2) 施設、設備等の維持管理に関する業務
- (3) 自主事業の実施に関する業務

4 施設活用団体の資格

募集要項に記載した資格要件を満たすこと。

5 応募の手続

- (1) 応募書類
申請書、事業計画書その他募集要項で指定する書類
- (2) 募集期間
令和4年9月30日（金）から令和4年11月14日（月）まで
- (3) 提出方法・部数等
募集要項において定めるところによる。

6 選定及び貸付けの方法

提出された応募書類をもとに京都府指定管理者等選定審査会による審査に基づき、施設活用団体の候補者を知事が選定し、府議会の議決を経て貸し付ける。

7 その他

- (1) この募集に関する詳細は、募集要項において定めるところによる。
募集要項については、京都府商工労働観光部ものづくり振興課において、令和4年9月30日（金）から配布する。
- (2) 問合せ先
京都府商工労働観光部ものづくり振興課特区・イノベーション推進係
電話番号 (075) 414-4849



令和 4 年 3 月 1 日付け京都府公報第288号で公告した令和 4 年の二級建築士試験及び木造建築士試験の実施について、次のとおり変更する。

令和 4 年 9 月 30 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

ページ	欄	行	変更前	変更後
124	左	上から26	西陣織会館 (京都市上京区堀 川通今出川南入西 側)	龍谷大学(深草キ ャンパス3号館) (京都市伏見区深 草塚本町67)



都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項に関する工事が次のとおり完了した。

令和 4 年 9 月 30 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1(1) 工事が完了した開発区域に含まれる地域
舞鶴市字大君小字家前438の2
(関連区域)
舞鶴市字大君小字家前439の3、439の1の一部、
市有地
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び氏名
舞鶴市字公文名407の1
平井 敏史
- 2(1) 工事が完了した開発区域に含まれる地域
八幡市下奈良宮ノ道25の3、25の10、25の11
(関連区域)
八幡市下奈良宮ノ道23の7の一部、25の9の一部
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び氏名
八幡市八幡植松36の7
家村 豊
- 3(1) 工事が完了した開発区域に含まれる地域
南丹市園部町小山東町竹原14の1の一部、16の
2、16の3、17の1、17の6、18の1、18の2、19
の5、19の8の一部、27、51、52、55、市有地
(関連区域)
南丹市園部町小山東町竹原17の4、19の8の一
部、27の6、市有地
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び氏名
南丹市園部町小山東町島所3
森 邦夫

教 育 委 員 会

京都府教育委員会教育長訓令第 4 号

本 庁
地 方 機 関
府 立 学 校
京都府総合教育センター
京 都 府 立 図 書 館
京 都 府 立 郷 土 資 料 館

京都府教育委員会地方機関等処務規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 4 年 9 月 30 日

京都府教育委員会
教育長 前 川 明 範

京都府教育委員会地方機関等処務規程等の一部を改正する訓令

次に掲げる訓令の規定中「8週間を経過するまでの期間に」を「1年を経過するまでの期間に」に改める。

- (1) 京都府教育委員会地方機関等処務規程(昭和34年京都府教育委員会教育長訓令第2号)別表第1特別休暇の項
- (2) 京都府教育庁職員服務規程(昭和53年京都府教育委員会教育長訓令第1号)別表特別休暇の項
- (3) 京都府立学校職員服務規程(平成2年京都府教育委員会教育長訓令第1号)別表の2の表(16)の項

附 則

この訓令は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

公 安 委 員 会

京都府道路交通規則及び京都府放置車両の確認事務の委託の手續等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年9月30日

京都府公安委員会
委員長 森 洋 一

京都府公安委員会規則第11号

京都府道路交通規則及び京都府放置車両の確認事務の委託の手續等に関する規則の一部を改正する規則

(京都府道路交通規則の一部改正)

第1条 京都府道路交通規則(昭和35年京都府公安委員会規則第13号)の一部を次のように改正する。

第12条の3の次に次の1条を加える。

(自動車の使用者に対する是正措置命令)

第12条の3の2 公安委員会は、法第74条の3第8項の規定により、法第74条の3第7項の規定を遵守していないため自動車の安全な運転が確保されていないと認め、自動車の使用者に対してその是正のために必要な措置をとるべきことを命令するときは、別記様式第10号の5の2の命令書によつて行うものとする。

別記様式第10号の5の次に次の1様式を加える。

様式第10号の5の2（第12条の3の2関係）

<p>是正措置命令書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>住所</p> <p>氏名 殿</p> <p style="text-align: right;">京都府公安委員会 印</p> <p>道路交通法第74条の3第8項の規定により、下記の理由により是正すべき事項を認めますので、必要な措置をとるべきことを命じます。</p> <p style="text-align: center;">記</p>	
<p style="text-align: center;">是正措置を命じる理由</p>	
<p style="text-align: center;">是正すべき事項</p>	
<p>(教示)</p> <p>1 この処分に不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都府公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3箇月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。</p> <p>2 この処分については、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、京都府を被告として（訴訟において京都府を代表する者は、京都府公安委員会となります。）京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決のあつた日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。</p>	

（京都府放置車両の確認事務の委託の手續等に関する規則の一部改正）

第2条 京都府放置車両の確認事務の委託の手續等に関する規則（平成18年京都府公安委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

別記様式第7号中「第119条の2第1項第3号」を「第119条の2の2第2項」に改める。

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。